

平成26年 4月21日

保護者 様

日進市立日進西中学校長 久保田 力

台風等異常気象時における生徒の登下校について（お知らせ）

このことにつきまして、愛知県教育委員会より平成25年8月28日付けで通知がありました。つきましては、特別警報の運用が昨年度より始まりましたので、その対応を下記のようにお知らせいたします。

記

1 暴風警報・特別警報への対応

	暴 風 警 報	特 別 警 報
登校前 の発令	ア 生徒の登校前に、「日進市」に警報が発令されている場合は、登校を見合わせ、次のようにします。 （ア） 午前6時までに警報が解除されないときは、午前中の授業を中止します。 （イ） 午前6時から午前11時までに警報が解除されたときは、午後の授業を実施します。（午後1時30分までに登校してください） （ウ） 午前11時を過ぎても警報が解除されないときは、当日の授業を中止します。 イ 生徒の登校前に、「日進市」に警報が発令されていない場合の登校については、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等から各家庭で判断し登校させてください。（登校を見合わせた場合は、各家庭から状況等を学校へ必ず報告してください） ※ 警報が解除された後も、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、安全に登校させようと各家庭が判断できるまで登校させないでください。（登校を見合わせた場合は、各家庭から状況等を学校へ必ず報告してください）	
登校中、 在校中、 下校中 の発令	暴風警報が発令された場合は授業を中止し、安全を確認して児童生徒を速やかに下校させます。（小学校は、「引き取り下校」を、中学校は、「教員が引率し下校」をさせます） ただし、通学路の通行が危険と認められるときや、通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、校内において待機させます。（待機解除は、メール配信等で連絡します）	特別警報が発令された場合は即刻、授業を中止し生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（校内において待機、外部の避難所への移動等）を迅速に行います。校内で待機させた場合は、生徒を安全に下校させようと判断できるまでは下校させません。なお、下校方法につきましては、暴風警報に準じます。（メール配信等で連絡します）
その他	警報は発令されていないが、大雨等異常気象により生徒の安全確保に困難が予想される場合は、注意報・警報等の気象情報を把握するとともに気象及び通学路の状況等から判断し、「休業」や「授業の中止」を決定する場合があります。	

※ 台風が接近している場合は、原則として給食を中止します。（前日までに連絡します）

→ 午前6時までに警報が解除された場合は、「弁当持ち」で平常授業となります。

登校時に特別警報・暴風警報が発令されていなくて登校が可能な場合は、弁当持参で登校させていただきます。

（参考）特別警報とは、「数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等」が予想される場合、現象の種類に応じて、「大雨」「暴風」「高潮」「波浪」「暴風雪」「大雪」の特別警報として発表されます。特別警報の対応の原則は、「ただちに命を守る行動をとる！」ことです。